

序章 はじめに

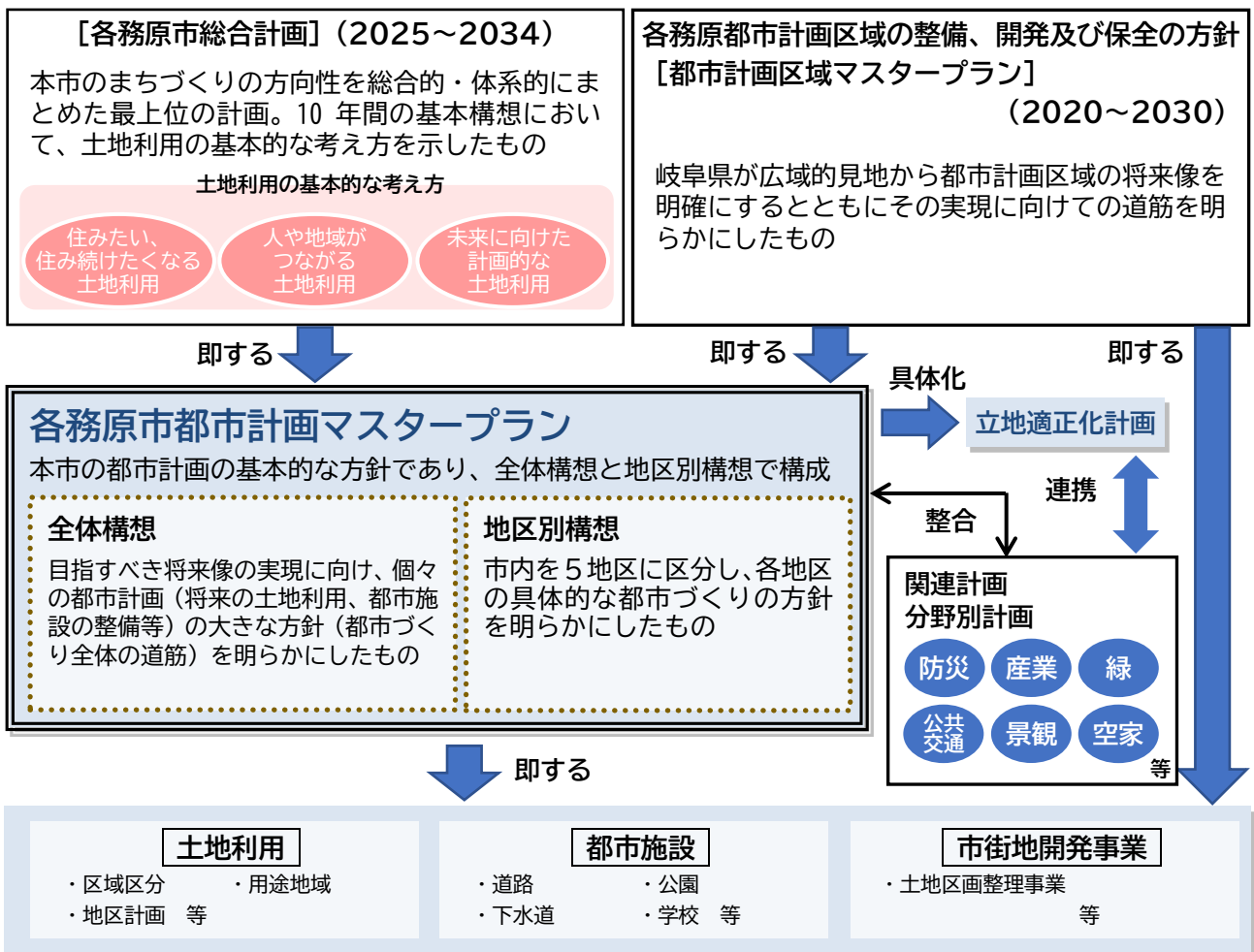
1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の 2 に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めるものです。

住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫の下に住民の意見を反映しながら、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画をきめ細かくかつ総合的に定め、市町村自らが定める都市計画の総合的な指針としての役割を果たします。

2. 計画の位置づけ

「各務原市都市計画マスタープラン（以下、「本計画」といいます。）」は、各務原市（以下、「本市」といいます。）における行政運営の総合的な方針を示した「各務原市総合計画」及び岐阜県が定める「各務原都市計画区域マスタープラン」を上位計画とし、「各務原市地域防災計画」、「産業振興ビジョン」、「緑の基本計画」、「各務原市地域公共交通計画」、「各務原市景観計画」、「各務原市空家等対策計画」等の諸計画と関連した計画となっています。



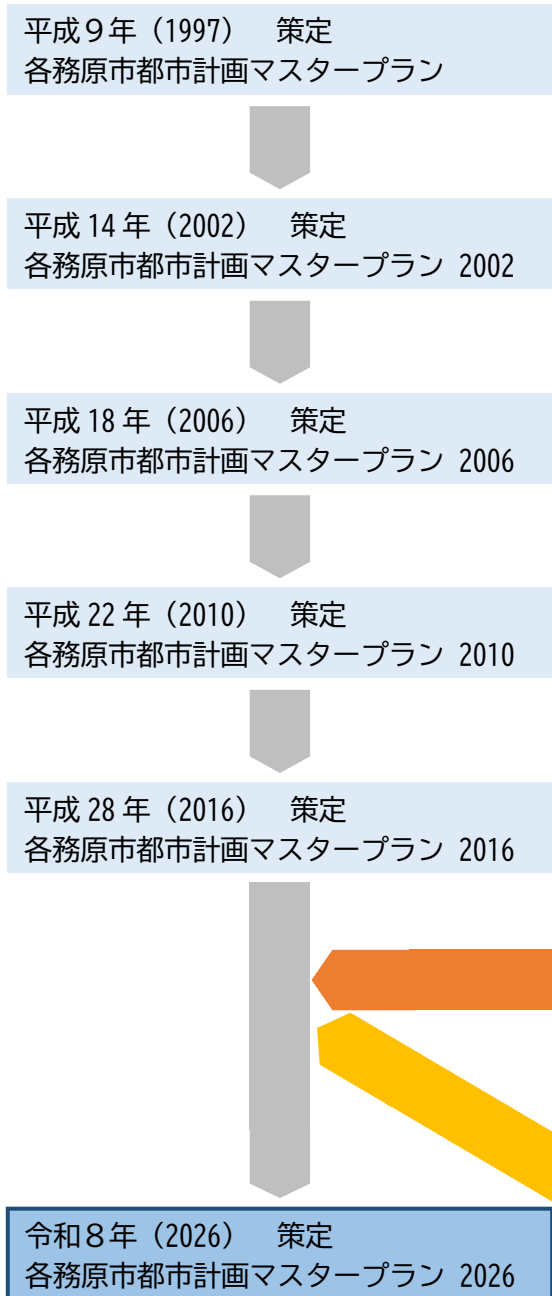
3. 計画改定の背景

本市では、平成 28 年に策定した令和 7 年を目標年次とする都市計画マスタープラン 2016 に基づき、都市づくりを進めてきました。前計画の策定から約 10 年が経過する中で、人口減少・少子高齢化の進行や自然災害の激甚化、インフラの老朽化等、都市を取り巻く社会情勢が大きく変化しています。こうした中、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方で将来にわたって持続可能な都市づくりを進めるため、居住や都市機能の適切な誘導と公共交通の連携を図る立地適正化計画を令和 4 年に策定しました。

また、岐阜県が定める各務原都市計画区域マスタープランや本市のまちづくりの最上位計画である各務原市総合計画(2025~2034)が新たに策定されたことを受け、これらの計画に即したものとするため、内容の整理・見直しが必要となりました。

このような社会情勢の変化や上位計画の策定、次章で整理する本市の現状・課題を踏まえ、都市計画マスタープランを改定します。

各務原市都市計画マスタープランの変遷



社会情勢の変化

- ◆コンパクト・プラス・ネットワーク
[平成 26 年 (2014 年)]
今後の都市全体の構造を見渡しなが、住宅や商業、医療、福祉等の生活利便施設の誘導と、公共交通が連携したコンパクトな都市構造の形成が求められている。
- ◆まちなかウォークアブル推進事業の創設
車中心から人中心の空間へと転換を図るため、道路・公園・広場の整備や利活用、滞在環境向上の取り組みを重点的に支援し、“居心地が良く歩きたくなる”まちなかへの転換が広がっている。
- ◆デジタル化の進展
デジタル化の進展により、都市をデータで捉えて管理するスマートシティの流れが強まっている。
- ◆グリーンインフラ
社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりが展開されている。
- ◆老朽化するインフラと公共施設
高度成長期以降に整備された公共施設・道路等、建設後 50 年以上経過して老朽化したインフラ施設の割合が加速度的に高くなっている。
- ◆激甚化する自然災害
地震や豪雨被害の拡大を受け、防災・減災の備えを強化し、安全安心なまちづくりの推進が急務となっている。
- ◆持続可能な開発目標 (SDGs)
2015 年の国連サミットで採択された国際社会共通の目標。「誰一人取り残さない」を理念に掲げられている。

第 1 章 本市の現状と課題

4. 計画の構成

本計画は、「現状と課題」、「全体構想」、「地区別構想」、「計画の実現に向けて」の全4章で構成しています。

序章 はじめに

- | | |
|------------------|------------|
| 1. 都市計画マスタープランとは | 2. 計画の位置づけ |
| 3. 計画改定の背景 | 4. 計画の構成 |
| 5. 計画期間（目標年次） | 6. 計画区域 |

第1章 現状と課題

1. 市の概況 (1)位置・地勢 (2)成り立ち (3)人口動態等 (4)産業
2. 市の現況 (1)土地利用 (2)都市施設等 (3)市街地整備 (4)関連分野
3. 市民アンケート
4. 前計画の評価
5. まとめ

第2章 全体構想

1. 都市づくりの理念・目標
2. 将来の市街地規模の考え方
3. 将来都市構造
4. 都市整備の方針
(1)土地利用 (2)都市施設等
(3)市街地整備 (4)関連分野

将来都市像

もっと みんながつながる 笑顔があふれる 元気なまち
～しあわせ実感 かかみがはら～

都市づくりの
理念

- 理念1 交通軸からつながる生活圏で暮らせる都市
- 理念2 にぎわいと活力を持続発展する都市
- 理念3 まちと自然が調和した都市
- 理念4 安全安心な都市
- 理念5 歴史・文化を継承・活用する都市
- 理念6 多様な主体が参加・協働する都市

第3章 地区別構想

1. 地区別構想の考え方
2. 主要エリアの土地利用方針
3. 地区別構想（那加地区・稲羽地区・蘇原地区・鵜沼地区・川島地区）

第4章 計画の実現に向けて

1. 計画の推進方針
2. 計画の推進スケジュール

5. 計画期間（目標年次）

目標年次は、概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、10年後である2035年とします。

2026年(令和8年)～2035年(令和17年)

6. 計画区域

計画区域は都市計画区域である各務原市全域とします。

各務原市全域